

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金

# 業務改善助成金 のご案内

中小企業事業主のみなさん。

助成金対象地域が**拡大**されました。

〔 拡大地域(H26.2.6～)：埼玉県、千葉県、静岡県、愛知県、  
三重県、京都府、兵庫県 〕

※ 平成25年度の助成対象事業は、平成26年3月末までに事業完了見込みのものに限ります。

国が応援してくれるんですね。  
これなら安心、心強いわ!

設備投資、研修費用、  
コンサルタントの経費にも  
利用できるんだ。  
これはいいなあ!





# 支給手続き



## ①賃金改善計画

事業場内で最も低い時間給を4年以内に800円以上とする計画を作成し、1年目に40円以上の引き上げを実施すること。

## ②業務改善計画

業務改善(賃金制度の整備、就業規則の作成・改正、労働能率の増進に資する設備・器具の導入、研修など)についての計画を作成し、実施すること。  
※業務改善計画については、労働者から意見を聴取すること。

## 助成金対象地域 44道府県

道府県名	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木
	群馬	埼玉	千葉	新潟	富山	石川	福井	山梨	長野
	岐阜	静岡	愛知	三重	滋賀	京都	兵庫	奈良	和歌山
	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	愛媛	高知
	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	



上記業務改善の経費の2分の1(下限5万円、上限100万円)

※業務改善措置は交付決定後に実施したものに限り。



## お問い合わせ先

愛知県最低賃金総合相談支援センター  
〒456-0032  
名古屋市熱田区三本松町3番1号  
(愛知県社会保険労務士会1階)  
☎052-(881)1810



## お問い合わせ・申請先

愛知労働局労働基準部賃金課  
〒460-8507 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号  
(名古屋合同庁舎第2号館)  
☎052-(972)0257

厚生労働省ホームページ……………<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト……………<http://www.saiteichingin.info/>